



ハグインスター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所

P1



コラム

消費税増税前の駆け込み仕入れ？

今年 10 月 1 日からいよいよ消費税率が上がります。軽減税率対象の食料品等を除いて、8%から 10%へと 2%上昇します。消費者の方は、当然ですが必要なものは増税前に買っておこうという動機が働き、いわゆる「駆け込み需要」が発生します。先日ある小売および卸売業の会社の社長さんと話をしていると、その会社でも税率が上がる前にできるだけ仕入れておかないと損をすると聞きました。その話を聞いて、ん？大丈夫かな？と思い、説明を申し上げました。果たしてその必要はあるのでしょうか？

ここでまず理解をしていただかないといけないのは、事業者と消費者の区別です。一般的に、消費者は買ったものやサービスを消費し、最終的に消費税を負担することになります。これに対して、事業者である会社（免税事業者および簡易課税選択事業者を除く）は、基本的に消費税は預かった額と払った額との差額を収めることになっています。つまり、仕入れて売れば、消費税は転嫁することになり、負担することはありません。

したがって、消費税率が上がることによって負担が増えるのは消費者であり、事業者にとっては、たとえ消費税率が上がるか下がるかが、損も得もないのが基本です。ですから、増税前に買って増税後に買って、損はしません。決して増税後は高く買うことにはなりません。むしろ、駆け込み需要で品薄状態になることが予想されるとすれば、その前に多めに仕入れる必要があるかもしれません。事業者の方も、この区別をしっかりとされる必要があります。

しかし事業者の方も、消費税率が上がった後は、決算時の消費税の納税額が増えることになり、この時に増税感を味わうことがあります。前回の増税時も同じようなことがありました。前年とほぼ同じ商売をしているのに消費税の納税額が増える。本来事業者には消費税は関係ないはずなのに、なぜ予想以上に納税額が増え負担感が増すのでしょうか？

その理由は、期中に預かった消費税と払った消費税との差額が増えるからです。例えば同じ量を仕入れて同じ量を販売したとしても、消費税率が高いと最終の消費税の納税額は増えます。もちろんですが、売る金額よりも仕入れる金額の方が低いからです。そしてその額は、2%上がったから必ずしも 2%増えるのではありません。しかも、預かった消費税が他と区別されずに運転資金に組み込まれてしまっているからです。もし、預かった消費税と払った消費税をきちんと別口座で管理していれば、そこはよくわかります。

さらに、実際にはその単純計算よりも、一時的にはそれ以上増えることが予想されます。その理由は、前期の消費税額を基準に計算された予定納税額は、前年の消費税率で計算されています。したがって、翌期にはその差も決算後の納税額にシワ寄せが来ることになります。そのことも理解されておいた方が慌てなくて済みます。もちろん、最終納税額は月次決算をきちんと行っていれば、ほぼ予測できるものです。ご安心ください。



情報

P2

増税前？増税後？住宅購入はどちらが得？

平成31年度与党税制改正大綱において、来年10月に予定されている消費税率10%への引上げ後の住宅購入等を支援するため、平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間に入居した場合を対象に、住宅借入金等特別控除（住宅ローン減税）の控除期間を3年間延長（建物購入価格の消費税2%分の範囲で減税）することとされました。

【改正の概要】

消費税率10%への引上げ後の住宅購入等を支援するため、住宅ローン減税が拡充されます。

○現行の住宅ローン減税について、控除期間を3年間延長（10年→13年）。

○適用年の11年目から13年目までの各年の控除限度額は、以下のいずれか小さい額。

- ・住宅借入金等の年末残高（4,000万円※を限度）×1%
- ・建物購入価格（4,000万円※を限度）×2/3%（2%÷3年）

※長期優良住宅や低炭素住宅の場合：借入金年末残高の上限：5,000万円、建物購入価格の上限：5,000万円

○消費税率10%が適用される住宅の取得等をして、平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間に入居した場合が対象。

※入居11～13年目についても、所得税額から控除しきれない額は、現行制度と同じ控除限度額（所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円））の範囲で個人住民税額から控除。

※入居1～10年目は現行制度通り税額控除。

【その他】

○消費税率10%への引上げ時には、

- ・すまい給付金の拡充：対象となる所得階層を拡充、給付額も最大50万円に引上げ。
- ・贈与税の非課税枠の拡充：非課税枠を最大1,200万円から最大3,000万円に引上げが行われることが既に決定されています。

他にも次世代住宅ポイントの創設も決定しており、一見すると消費税率引き上げ後の住宅購入や建築について、手厚い処遇がなされているため、増税後の購入の方がお得な印象があるかもしれませんが。

ただし、税率引き上げ後の場合はローンが増額することによる支払利息の増加や、現在の家賃負担の有無など個人により事情が異なるため一概には言えません。多くの方については、一生に一度の大きな買い物となるため、慎重に検討するようにしましょう。

※新たにハクシオンレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

□ 下記へ配信してください。
会社名 _____

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛
TEL _____

FAX 079-288-0997
FAX _____



情報

外国人の雇用ってどうすればいいの？

日本社会において少子高齢化による労働力人口の減少により、特に製造業や建設業、介護、サービス業の分野は慢性的な人手不足であり、外国人労働者に頼らざるを得ない現状です。

外国人労働者を雇用するには在留資格に関する法律やルールを知ることがもちろん、文化、言語、宗教などの違いも尊重しなければなりません。外国人労働者を受け入れる場合、確認すべき在留カードについて触れていきたいと思います。

【在留カードとは？】

日本に中長期間在留する外国人に交付されるもので顔写真貼付（16歳以上）、氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地、**在留資格、在留期間、就労可否**が記載されており「証明書」としての性格を有しています。※入管法施行規則には在留資格ごとに在留期間が定められています。

【在留カードが交付されないのはどのような場合？】

- ① 3か月以下の在留期間が決定された人
- ② 短期滞在の在留資格が決定された人
- ③ 外交または公用の在留資格が決定された人
- ④ 特別永住者
- ⑤ 在留資格を有しない人 等

在留カードによる確認

在留資格：留学 研修 家族滞在 文化活動 短期滞目的の方は雇用できない

在留期間：期間が過ぎている場合雇用できない

就労制限の有無：就労制限なし、就労不可（就労不可と記載有りでも在留カードの裏面に許可の記載がある場合は一定の条件の下で就労可能）

【不法就労させてしまった場合は？】

不法就労があると不法就労した外国人だけではなく、その事業主も処罰の対象となります。不法就労者であることを知らなかったとしても**在留カードを確認していない場合は過失があったことになり処罰を免れることはできません。**

出典：「外国人の雇用に関するトラブル予防 Q&A」 板倉由実・弘中章・尾家康介 編著

（記事担当：村瀬）

※今後ハクシヨンレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

今後希望しない

会社名

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

TEL

FAX 079-288-0997

FAX